

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00004 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき。</p> <p><u>三 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061。以下「環境ガイドライン」という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム(環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、保険契約者</u></p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00004 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p>	

<p><u>又は被保険者の故意又は過失により事実に反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</u></p> <p><u>四</u> 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p><u>五</u> 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>第9条～第35条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>第9条～第35条（略）</p>	
---	--------------------	--